

越前市社会福祉協議会 ケアマネジメントサービスセンター

申請からサービスの利用まで

越前市社会福祉協議会ケアマネジメントサービスセンターでは、介護保険サービスをご利用になる方の「申請からサービスの利用」まで、お手伝いいたします。

1 申請する



サービスの利用を希望する人は、市区町村の担当窓口で「要介護認定」の申請をしましょう。申請者は、本人または家族が行いますが、居宅介護支援事業者などに代行してもらうこともできます。

2 要介護認定が行われます

● 訪問調査／医師の意見書

市区町村の担当職員が、自宅を訪問し、心身の状況などについて調査を行います。また、市区町村の依頼により、医師が心身の状況についての意見書を作成します。

● 審査・判定

訪問調査の結果と医師の意見書をもとに、保険、医療、福祉の専門家による「介護認定審査会」で審査され、介護を必要とする度合（要介護状態区分）が判定されます。

3 認定結果の通知

原則として申請から30日以内に、市区町村から認定結果通知書と結果が記載された介護保険証が届きます。

要介護5
要介護4
要介護3
要介護2
要介護1

介護が必要とされる人（要介護1～5） ▶▶▶ 介護サービスが利用できます。

要支援2
要支援1

介護が必要とされる人（要支援1～2） ▶▶▶ 介護予防サービスが利用できます。

事業対象者

事業対象者の人は介護予防・生活支援サービス事業・一般介護予防事業の利用ができます。

4 ケアプランを作成します

訪問型、通所型サービスをはじめ他サービスメニューに基づき、どのようなサービスをどのくらい利用するかという介護サービス計画（ケアプラン）を一緒に作成します。

● 訪問型サービス

ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。

● 通所型サービス

通所介護施設で、食事、入浴など日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を行います。

5 1ヶ月の支給額は介護度によって限度が決められています。

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1・事業対象者	50,030円
要支援2	104,730円
要介護1	166,920円
要介護2	196,160円
要介護3	269,310円
要介護4	308,060円
要介護5	360,650円

※限度額を超えた分は、実費負担となります。

※ サービスを利用した時には費用の一部負担があります。

※ 事業者は、同意を得ない限りサービス担当者会議等において個人情報を用いません。



越前市社会福祉協議会

県指定事業者番号 1870300470

ケアマネジメントサービスセンター

〒915-0057 越前市矢船町8-12-1
(介護支援センター芦山内)

URL : <http://echizen-shakyo.or.jp/>

TEL : 0778-25-0005

FAX : 0778-22-8011

営業日 : 月～金曜日 (土・日曜・祝日・年末年始休み)

営業時間 : 8:30～17:00

*24時間いつでもセンターに連絡ができます

TEL : 0778-25-0005

